

平成 25 年 10 月 1 日

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構※1 とのパートナー協定締結について ～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係を構築～

足利銀行（頭取 藤澤 智）は、国土交通省（以下「国」）及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）との間で、老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しましたので、下記の通り、お知らせいたします。

本協定は、地方都市の耐震・環境性能を有する良質な不動産形成を促進すべく、老朽・低未利用不動産の改修、建替え又は開発を行い、地域再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策に貢献していくもので、国・Re-Seed 機構・地域金融機関の三者が協力し、案件組成に向けた対応を行っていく趣旨の協定です。

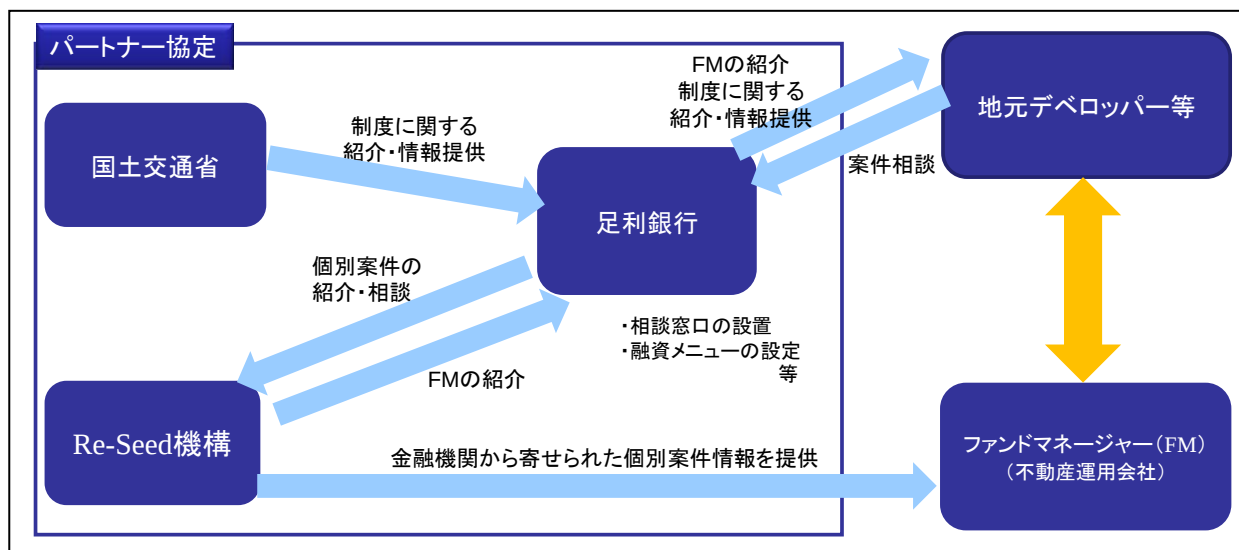
当行では、今後も引き続き、地域経済活性化をはじめ、地域社会への貢献に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 協定内容

協定先	国土交通省 一般社団法人環境不動産普及促進機構
協定日	平成 25 年 10 月 1 日
主な内容	(1) 当行、国及び Re-Seed 機構は、相互に連携して「耐震・環境不動産形成促進事業※2」（以下「本事業」）及び「改正不動産特定共同事業法※3」の活用を促進する。 (2) 当行は、国及び Re-Seed 機構からの情報提供を踏まえ、顧客に対して、本事業等について適切な周知活動を行う。 (3) 当行は、本事業の活用が見込まれる案件について、顧客の要望に応じて、Re-Seed 機構に情報提供する。併せて、Re-Seed 機構が適当と認める場合には、本事業を運営するファンドマネージャーを顧客に紹介する。 (4) 当行は、本事業等を対象とした個別案件について、融資や出資等による与信等の取組みの検討を行う。

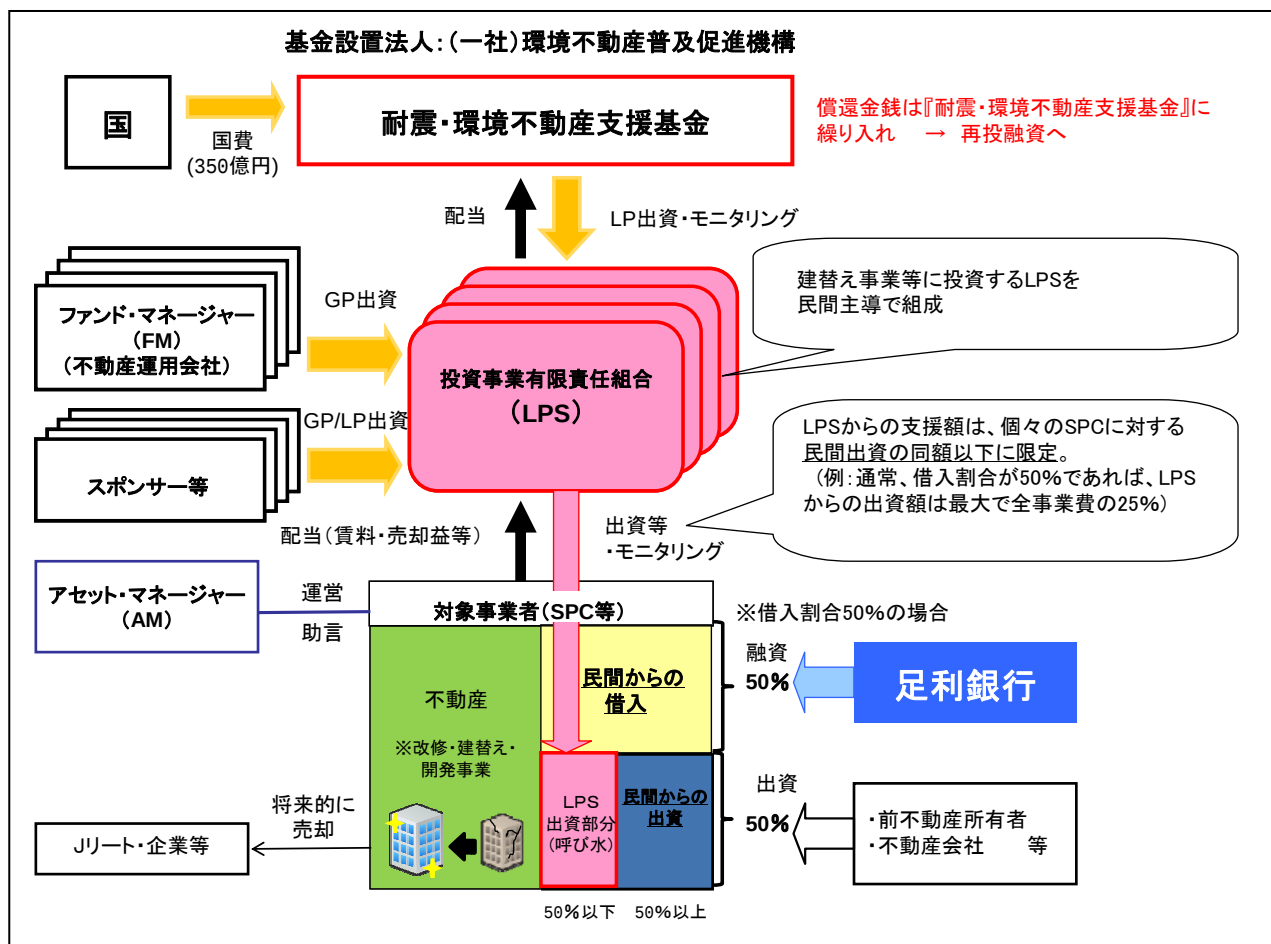
2. 地方都市における不動産の再生促進に向けた協力関係の構築イメージ図



※1 一般社団法人環境不動産普及促進機構

耐震・環境性能を有する良質な不動産（環境不動産）の普及啓発、調査研究及び情報提供、環境不動産の開発や環境不動産への改修等についての支援等を行うことにより、環境不動産の供給を促進し、我が国の不動産の資産価値の向上及び不動産投資市場の活性化を図るとともに、地球温暖化防止及び持続可能な社会の実現に資するために、平成 25 年 2 月 14 日に設立された組織

※2 耐震・環境不動産形成促進事業



※3 改正不動産特定共同事業

投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が6月に行われました（公布より6か月以内の施行）。

以 上